

白老町受動喫煙防止対策ガイドライン(概要版)



1. ガイドライン策定の主旨

平成 30 (2018) 年 7 月には、施設の類型に応じた受動喫煙防止対策を義務化した「健康増進法の一部を改正する法律」が制定されました。

本町においては、白老町健康増進計画「健康しらおい21 (第二次) 計画」においても、受動喫煙への曝露状況の改善が重要視されていることを踏まえ、町内の受動喫煙防止対策の推進を図るため、平成 31 (2019) 年 4 月に【白老町受動喫煙防止対策ガイドライン】を策定しました。

令和 2 (2020) 年 4 月には、北海道受動喫煙条例の一部が施行され、令和 2 年 7 月には民族共生象徴空間 (ウポポイ) の開設、令和 3 年には東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されており、より一層の受動喫煙防止が求められています。

令和 3 年 4 月の北海道受動喫煙防止条例の全面施行を受け、本町のガイドラインを一部改正するものです。本町においては、改正健康増進法に加え、北海道受動喫煙防止条例に基づき、受動喫煙防止対策を推進してまいります。皆様のご協力をお願いいたします。

2. 施設類型における禁煙の分類

区分		改正健康増進法	北海道受動喫煙防止条例
第 1 種施設	保健所、認可外保育施設、幼稚園、認定こども園、小・中・高校等	原則敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所を設置できる)	敷地内喫煙 (屋外に喫煙場所を <u>設置できない</u>)
	医療機関、行政機関、大学、専門学校等		法に準拠
第 2 種施設	事務所、宿泊施設、飲食店、スーパーなど	屋内	原則禁煙 (喫煙専門室等を設置できる)
		屋外	受動喫煙を防止するための措置を講ずることが望ましい。
	飲食店の対応 (経過措置)		既存の小規模飲食店(客席面積 100 m ² 以下等) は当面の経過措置として喫煙を選択可能 ※保健所への届け出が必要
	喫煙場所への 20 歳未満の立入禁止		立入禁止 (従業員、利用者等)
	標識掲示	喫煙	喫煙室の出入口及び当該施設の主な出入口に標識を掲示
禁煙		規定なし	
屋外	都市公園やスポーツ施設等の屋外施設 (20 歳未満の者等が多く利用する施設)	受動喫煙を防止するための、措置を講ずることが望ましい。	喫煙場所を設置する場合は、特定屋外喫煙場所と同等の措置を講ずるよう努める。
20 歳未満の者及び妊婦への対応		喫煙をする際は、望まない受動喫煙が生じないように周囲の状況に配慮	20 歳未満の者及び妊婦がいる場所で喫煙しないよう努める。 保護者は、養育する子どもに受動喫煙を生じさせないように努める。
従業員等への受動喫煙防止対策		従業員 (雇用関係にある者) に対する受動喫煙防止対策に努める	従業員等 (雇用関係にない親族や派遣職員等を含む) に対する受動喫煙防止対策に努める。

3. 分煙の条件 ※違反した場合、健康増進法に基づく罰則規定があります

1 喫煙室の技術的基準を満たす

①敷地内禁煙の施設（第1種施設：医療機関、行政機関等）における条件（特定屋外喫煙場所）※屋外限定

- ・喫煙場所に、記載事項が容易に識別できる標識を掲げること
- ・施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置すること
- ・喫煙可能な場所が区画されていること（壁や天井の有無は問わない）

②敷地内禁煙以外の施設における条件

- ・出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m 毎秒以上であること
- ・たばこの煙が室外に流入しないよう、壁、天井などによって区画されていること
- ・たばこの煙が屋外または外部に排気されていること

2 喫煙・禁煙の標識掲示

施設の出入口及び喫煙室の出入口等に、喫煙室の有無や分類等が容易に識別できるように、標識を掲示する必要があります。また、北海道受動喫煙防止条例では、禁煙について、飲食店及び喫茶店は、主な出入口に標識を掲示すると掲げています。（禁煙ステッカーは令和3年6月以降届く予定）

3 都道府県知事に届け出／都道府県知事の指導・助言

既存特定飲食提供施設において屋内での喫煙を可能とした場合は、床面積や会社の資本金等の資料を備えた上で、設置施設の所在地の管轄保健所へ、設置施設の名称や所在地、管理権限者の氏名等を届け出る事が求められます。喫煙室を廃止・変更した場合も同様です。北海道受動喫煙防止条例（第19条）において、知事は、第15条及び前条の規定の施行に関し必要があると認めるときは、第一種施設の管理権原者又は飲食店等の管理権原者若しくは管理者に対し、受動喫煙の防止の措置について必要な指導又は助言をすることができると定めています。

4. 厚生労働省における受動喫煙防止対策への支援について（令和2年度版）

※厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya>)を参照



1 受動喫煙防止対策助成金（喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、屋外喫煙所の設置・改修）

- ・対象事業主：以下①～③のすべてに該当する事業主
 - ①労働災害補償保険の摘要事業主
 - ②小売業、サービス業等のいずれかに該当する中小企業事業主
 - ③事業場内において措置を講じた区域以外を禁煙とする事業主
- ・助成率：設置にかかる経費の1/2（既存特定飲食提供施設で料理店、飲食店等の事業場は2/3）
：上限100万円、1事業場につき1回
- ・問い合わせ先：北海道労働局労働基準部健康課（011-709-2311）

2 受動喫煙防止対策に係る相談支援 【無料】

- （1）事業場における喫煙室の設置など技術的な内容について専門家による電話相談
- （2）受動喫煙防止対策に関する説明会 （3）企業の研修や団体の説明会に講師を派遣して行う出前講座
- ・対象事業主：すべての規模・業種の事業主
- ・問い合わせ先：一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会（050-3537-0777）

3 受動喫煙防止対策に関する測定機器貸し出し 【無料】

- （1）デジタル粉じん計、風速計の無料貸し出し （2）企業の研修や団体の説明会で、測定方法を説明
- ・対象事業主：すべての規模・業種の事業主
- ・問い合わせ先：柴田科学株式会社（03-3635-5111）

発行 令和3（2021）年4月改正 白老町健康福祉課 健康推進グループ
電話：0144-82-5541 FAX：0144-82-5561 e-mail：kenko@town.shiraoi.hokkaido.jp
ホームページ：http://www.town.shiraoi.hokkaido.jp/soshiki.kenkoufukusi/